

発委第3号

令和7年5月27日提出

淡路市議会議長

糸谷 宏 様

提出者 淡路市議会議会運営委員会

委員長 西村 秀一

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則（平成17年淡路市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

**【提案理由】**

議員が公務のため旅行したときの費用弁償については、淡路市職員等の旅費に関する条例の規定に準じて定めているが、令和7年3月定例会において同条例が改正され、4月1日から施行されている。

この改正により、宿泊費の基準額等が改められたことから、現行の条例に齟齬が生じているため、所要の措置を講じる。

淡路市条例第 号

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年淡路市  
条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 宿泊費に係る支給額は、別表の規定により計算した額と現に支払った額を  
比較し、いずれか少ない額とする。

別表中

「

宿泊料（1夜につき）	
東京以外	11,800円
東京	13,100円

」

を

「

宿泊費（1夜につき）	宿泊手当（1夜につき）
一般職の職員の例による。	2,400円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、  
この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行  
については、なお従前の例による。

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行					改 正 案					
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表の額を支給する。</p>					<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表の額を支給する。</p> <p><u>2 宿泊費に係る支給額は、別表の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u></p>					
別表 (第5条関係)					別表 (第5条関係)					
鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	<u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u>	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	<u>宿泊費</u> <u>(1夜につき)</u>	<u>宿泊手当(1夜につき)</u>
実費	実費	実費	実費又は1キロメートルにつき37円	<u>東京以外 11,800円</u> <u>東京 13,100円</u>	実費	実費	実費	実費又は1キロメートルにつき37円	<u>一般職の職員</u> <u>の例による。</u>	<u>2,400円</u>